

資料 1 防災組織関係

1. 函館市防災会議条例
2. 函館市防災会議運営規程
3. 函館市災害対策本部条例
4. 函館市災害対策本部組織分掌運用要領
5. 恵山火山防災協議会規約
6. 恵山火山防災協議会事務運営規程
7. 函館市自主防災組織育成指導要綱
8. 函館市防災会議委員
9. 函館市防災会議構成機関連絡先
10. 関係機関連絡先
11. 渡島総合振興局管内市町防災主管課
12. 北海道石油コンビナート等防災本部本部員・幹事
13. 各種協議会

1. 函館市防災会議条例（昭和38年1月9日条例第25号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、函館市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めるものとする。

（組織）

第2条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（1）指定地方行政機関の職員

（2）陸上自衛隊または海上自衛隊の部隊または機関の長

（3）北海道知事の部内の職員

（4）北海道警察の警察官

（5）市長の部内の職員

（6）教育長

（7）消防長および消防団長

（8）指定公共機関または指定地方公共機関の職員

（9）自主防災組織を構成する者または学識経験のある者

6 前項の委員の定数は、47人以内とする。

7 第5項第1号から第7号までの委員の任期は当該委員の委嘱または任命に係る職にある期間とし、同項第8号および第9号の委員の任期は2年とする。ただし、同項第8号および第9号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第5項第8号および第9号の委員は、再任されることができる。

（所掌事務）

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）函館市地域防災計画の作成およびその実施の推進

（2）市長から諮問された市の地域に係る防災に関する重要事項の審議

（3）市の地域に係る防災に関する重要事項についての市長に対する意見の具申

（4）水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づく水防計画の調査審議

（5）前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（専門委員）

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、自衛官、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、または解任されたものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 〔略〕

附 則 (昭和54年3月19日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月29日条例第33号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成8年規則第4号で、平成8年2月20日から施行)

附 則 (平成12年3月28日条例第5号)

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第1条および第3条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年規則第15号で、平成12年4月1日から施行)

附 則 (平成16年11月17日条例第44号)

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日条例第98号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2. 函館市防災会議運営規程（昭和38年3月26日第1回函館防災会議議決）

（目的）

第1条 この規定は、函館市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営について、函館市防災会議条例（昭和38年函館市条例第25号（以下「条例」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である函館市副市長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第3条 防災会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し防災会議の招集を求めることができる。

（代理出席）

第4条 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、防災会議の開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

3 前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

（議事）

第5条 防災会議は、会長、委員および前条の代理者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会長の専決処分）

第6条 防災会議の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会長において、これを処分することができる。

（1）函館市地域防災計画に係る軽微な修正に関すること。

（2）函館市防災会議各部会に係る運営要綱に関すること（新設および廃止に係ることを除く。）

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の会議において、これを報告しなければならない。

（幹事）

第7条 幹事の定数は、函館市防災会議条例第2条第6項に規定する委員の定数と同一の数とする。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、委員が推薦した者とする。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

（幹事会）

第8条 幹事は、函館市防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）を構成する。

2 幹事会は、函館市災害対策本部の総括担当の職にある課長相当職が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）防災会議に提出する議案に関すること。

(2) 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査および研究に関すること。

(3) その他防災会議が必要と認める事項に関すること。

(部会の設置)

第9条 部会は、市域内において発生が予想される災害に対し、専門的な知見を有する防災対策の実施が必要と認められる場合、設置できるものとする。

(委員等の異動の報告)

第10条 委員は、条例第2条第7項に規定する任期中に異動が生じた場合は、遅滞なく同職後任者の氏名、異動年月日を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合、異動年月日と同日付にて前任者の解嘱および後任者の委嘱手続きを行い、書面をもって通知するものとする。

3 前各項は、条例第4条に規定する専門委員および条例第5条に規定する幹事についても準用する。

(庶務)

第11条 防災会議の庶務は、函館市総務部災害対策課において処理する。

(会長への委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営等について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

3. 函館市災害対策本部条例（昭和38年1月9日条例第26号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第7号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成12年規則第16号で、平成12年4月1日から施行）

附 則（平成24年9月25日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 函館市災害対策本部組織分掌運用要領

(昭和40年 4月19日第3回函館市防災会議確認事項)

函館市地域防災計画に定める防災組織中、災害対策本部の組織分掌については、市の機構の変更その他の理由により修正の必要が生じた場合、その取扱いは本部長へ一任する。

5. 恵山火山防災協議会規約

(目的)

第1条 「恵山火山防災協議会」(以下「協議会」という。)は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)(以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、「恵山」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、北海道および函館市が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 北海道防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 函館市防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、函館市長をもって充てる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が恵山の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会には、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うため、幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者

- が協議の上、指定する。
- 3 幹事会には、幹事長を置く。
- 4 幹事長は、会長が指名する者とし、幹事会の会務を総理する。
(経費の負担)

第7条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。
(事務局)

第8条 協議会の事務は、北海道および函館市において行う。
(雑則)

第9条 この規約に定めのない事項は、必要に応じて会長が協議会に諮って定める。
附則

この規約は、平成28年3月17日から施行する。
附則

この規約は、平成29年1月16日から施行する。
附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。
附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。
附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。
附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

機 関 名	役職等	法第4条 第2項	備 考
北海道	知 事	第1号	
函館市	市 長	〃	会 長
札幌管区气象台	台 長	第2号	
函館地方气象台	台 長	〃	
北海道開発局函館開発建設部	部 長	第3号	
陸上自衛隊	第11旅団長	第4号	
北海道警察	本部長	第5号	
函館市消防本部	消防長	第6号	
学識経験者		第7号	
第一管区海上保安本部函館海上保安部	部 長	第8号	
海上自衛隊函館基地隊	基地隊司令	〃	
国土地理院北海道地方測量部	部 長	〃	
北海道総合通信局	防災対策推進室長	〃	
北海道森林管理局檜山森林管理署	署 長	〃	
北海道渡島総合振興局	局 長	〃	

機 関 名	役職等	法第4条 第2項	備 考
北海道函館方面函館中央警察署	署 長	〃	
函館市消防団	連合消防団長	〃	
函館市総務部	危機管理監	〃	
函館市恵山支所	支所長	〃	
函館市榎法華支所	支所長	〃	

別表 2

機 関 名	役職等	備 考
北海道渡島総合振興局地域創生部	危機対策室主幹 (危機対策)	
函館市総務部	災害対策課長	幹事長
札幌管区気象台気象防災部	火山対策調整官	
函館地方気象台	防災管理官	
北海道開発局函館開発建設部	防災課長	
〃	工務課流域治水対策 専門官	
〃	道路防災推進官	
陸上自衛隊第11旅団第3部	防衛班長	
北海道警察函館方面本部	警備課長	
函館市消防本部	警防課長	
学識経験者		
第一管区海上保安本部函館海上保安部	警備救難課長	
海上自衛隊函館基地隊	警備科長	
国土地理院北海道地方測量部	測量課長	
北海道総合通信局	防災対策推進室主査	
北海道森林管理局檜山森林管理署	統括事務管理官	
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部事業室	事業課長	
北海道函館方面函館中央警察署	警備課長	
函館市消防団	副連合消防団長 (恵山)	
〃	副連合消防団長 (榎法華)	
函館市恵山支所	地域振興課長	
函館市榎法華支所	地域振興課長	

6. 恵山火山防災協議会事務運営規程

(目的)

第1条 この規程は、恵山火山防災協議会規約（以下「規約」という。）第7条及び第8条の規定に基づく事務に関し、北海道および函館市の事務分担について必要な事項を定める。

(会計)

第2条 規約第7条の規定による北海道および函館市が負担する協議会の経費については、次のとおりとする。

(1) 規約第3条第1項の規定により指名する学識経験者に係る経費のうち、旅費および報償費については、北海道が予算の範囲内で支弁することとし、支弁方法は、北海道の定めるところによる。

(2) 会議の運営、資料の作成等に要する前号以外の経費については、函館市が負担することとし、負担方法は、函館市の定めるところによる。

(3) 前各号の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第3条 規約第8条の規定による北海道および函館市が担う主な事務は次表のとおりとする。

機 関	主な事務
北海道	1 北海道組織内における連絡調整に関すること。 2 協議会に参画する火山専門家の推薦に関すること。 3 北海道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会との連絡調整に関すること。 4 規則第2条（2）に定める北海道防災会議が行う意見聴取等に関すること。
函館市	1 協議会および幹事会の開催、運営に関すること。 2 国（内閣府）からの照会等への対応に関すること。 3 規則第2条（3）に定める函館市防災会議が行う意見聴取等に関すること。 4 規約第3条の規定による学識経験者の指名に係る事務に関すること。

(雑則)

第4条 この規程に定めのない事項は、北海道および函館市にて協議し定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

7. 函館市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定および函館市地域防災計画に基づき、市が行う自主防災組織の育成および指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町会等を単位として設置される組織で、防災活動への積極的な取り組みを進めるものをいう。

2 この要綱において「町会等」とは、町会、自治会等市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

3 この要綱において「防災活動」とは、自主防災組織が行う次の活動をいう。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域内の安全点検
- ウ 防災用資機材の点検および整備
- エ 防災訓練の実施
- オ その他防災上必要と認められる活動

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の情報の収集および伝達
- イ 出火防止および初期消火
- ウ 負傷者の救出および救護
- エ 避難誘導、給水、給食および支援物資等の配布
- オ その他防災上必要と認められる活動

(市の育成指導方針等)

第3条 市長は、自主防災組織の育成および指導に当たっては、町会等の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、適切な防災活動が実施されるよう、防災知識の普及および防災訓練の指導等を行う。

(設置届)

第4条 町会等は、自主防災組織を設置したときは、別記第1号様式の届出書により市長へ届け出るものとする。

(台帳の作成)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、別記第2号様式の台帳を作成するものとする。

(解散届)

第6条 町会等は、自主防災組織を解散したときは、別記第3号様式の届出書により市長へ届け出るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

自主防災組織設置届書

年 月 日

函館市長

様

届出者

町会等名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

次のとおり自主防災組織を設置したので届け出ます。

1 自主防災組織の名称

2 自主防災組織の設置年月日

年 月 日

3 自主防災組織の責任者の住所および氏名

住 所

氏 名

(電話

)

4 町会等構成世帯数

世帯 (年 月 日現在)

5 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の編成図
- (3) 自主防災組織の役割分担
- (4) 自主防災組織の活動予定表
- (5) 保有済防災用資機材等の一覧

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

自 主 防 災 組 織 台 帳

組織の名称					
所 在 地					
設置年月日		年 月 日			
届出年月日		年 月 日			
責任者	氏名		電話	—	
	住所				
町会等の名称					
世 帯 数		世帯（ 年 月 日現在）			
代表者	氏名		電話	—	
	住所				
資機材等		名 称	数 量	名 称	数 量
保有済					
貸 与					
備 考					

別記第3号様式（第6条関係）

自 主 防 災 組 織 解 散 届 書

年 月 日

函 館 市 長 様

町会等名称

届出者 代表者住所

代表者氏名

電話番号

次のとおり自主防災組織を解散したので届け出ます。

1 自主防災組織の名称

2 自主防災組織の解散年月日

年 月 日

3 自主防災組織の責任者の住所および氏名

住 所

氏 名 (電話)

4 解散理由

8. 函館市防災会議委員

区分	委員の役職等	委員の区分 (函館市防災会議条例第2条第5項関係)
会長	函館市長	
委員	北海道開発局函館開発建設部長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	北海道運輸局函館運輸支局長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	東京航空局函館空港事務所空港長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	第一管区海上保安本部函館海上保安部長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	第一管区海上保安本部函館航空基地長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	函館地方気象台長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	財務省北海道財務局函館財務事務所長	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	農林水産省北海道農政事務所 函館地域拠点地方参事官	1号(指定地方行政機関の職員)
〃	防衛省陸上自衛隊函館駐屯地 第28普通科連隊長	2号(陸上自衛隊または海上自衛隊の部隊または機関の長)
〃	防衛省海上自衛隊函館基地隊司令	2号(陸上自衛隊または海上自衛隊の部隊または機関の長)
〃	北海道渡島総合振興局長	3号(北海道知事の部内の職員)
〃	北海道警察函館方面本部警備課長	4号(北海道警察の警察官)
〃	北海道警察函館方面函館中央警察署長	4号(北海道警察の警察官)
〃	北海道警察函館方面函館西警察署長	4号(北海道警察の警察官)
〃	日本郵便株式会社函館中央郵便局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	NTT東日本株式会社北海道事業部北海道南支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道旅客鉄道株式会社函館支社函館支社長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本放送協会函館放送局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本通運株式会社Eastカンパニーロジスティクス第七部函館物流事業所	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道電力ネットワーク株式会社道南統括支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本銀行函館支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	日本赤十字社北海道支部函館市地区参与	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	公益社団法人函館市医師会長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	一般社団法人函館歯科医師会長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	公益社団法人北海道看護協会道南南支部長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道放送株式会社函館放送局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	札幌テレビ放送株式会社函館放送局長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	北海道ガス株式会社函館支店函館支店長	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	一般社団法人函館地区トラック協会専務理事	8号(指定公共機関または指定地方公共機関の職員)
〃	函館商工会議所総務課長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館市町会連合会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	社会福祉法人函館市社会福祉協議会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)

区分	委員の役職等	委員の区分 (函館市防災会議条例第2条第5項関係)
委員	一般社団法人函館薬剤師会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館市女性会議会長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか次長	9号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
〃	函館市副市長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市副市長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市総務部危機管理監	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市戸井支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市恵山支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市榎法華支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市南茅部支所長	5号(市長の部内の職員)
〃	函館市教育委員会教育長	6号(教育長)
〃	函館市消防本部消防長	7号(消防長および消防団長)
〃	函館市消防団連合消防団長	7号(消防長および消防団長)

9. 函館市防災会議構成機関連絡先

機 関 名	担 当	住 所	電 話	F A X
函館市	総務部災害対策課	東雲町4-13	21-3648	27-6489
北海道開発局函館開発建設部	防災課	大川町1-27	42-8170	42-9000
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官	西桔梗町555-24	49-8862	49-1042
東京航空局函館空港事務所	総務課	高松町511	57-1737	59-4745
第一管区海上保安本部 函館海上保安部	管理課	海岸町24-4	42-1118	
第一管区海上保安本部 函館航空基地	業務統括管理官	赤坂町65-1	58-3515	
函館地方气象台	防災管理官グループ	美原3丁目4-4	46-2211	
財務省北海道財務局函館財務事務所	総務課	美原3丁目4-4	47-8445	
農林水産省北海道農政事務所函館地域拠点	地域防災官	新川町25-18	26-7800	
防衛省陸上自衛隊函館駐屯地第28普通科連隊	第3科	広野町6-18	51-9171	51-9171 (483)
防衛省海上自衛隊函館基地隊	警備科	大町10-3	23-4241	27-9806
北海道渡島総合振興局	危機対策室	美原4丁目6-16	47-9430	47-9203
北海道警察函館方面本部	警備課	五稜郭町15-5	31-0110	56-1449
北海道警察函館方面 函館中央警察署	警備課	五稜郭町15-5	54-0110	52-2402
北海道警察函館方面 函館西警察署	警備課	海岸町11-27	42-0110	45-2543
日本郵便株式会社 函館中央郵便局	総務部	新川町1-6	22-9126	26-3582
NTT東日本株式会社 北海道事業部北海道南支店	ビジネスインベシ ョン部	東雲町14-8	21-2064	
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社	企画グループ	若松町12-5	23-3359	26-6540

資料1 防災組織関係

機 関 名	担 当	住 所	電 話	F A X
日本放送協会函館放送局 (NHK)	専任部長	千歳町13-1	27-5005	23-4713
日本通運株式会社Eastカンパ ニーロジスティクス第七部 函館物流事業所	所長	北斗市追分3丁目6-3	48-8388	49-7008
北海道電力ネットワーク 株式会社道南統括支店	企画総務グループ	千歳町25-15	22-2511	22-2516
日本貨物鉄道株式会社 北海道支社函館貨物駅	貨物総括助役	港町1丁目35	42-5224	45-5980
日本銀行函館支店	総務課	東雲町14-1	27-1160	24-2015
日本赤十字社北海道支部 函館市地区	函館市保健福祉部 管理課	東雲町4-13	21-3255	26-4090
公益社団法人函館市医師会	総務課	田家町5-16	43-7700	43-7710
一般社団法人函館歯科医師会	事務局長	大手町3-3	23-3650	23-4765
公益社団法人 北海道看護協会道南南支部	支部長	港町1丁目10-1 市立函館病院内	43-2000	
北海道放送株式会社函館放送局 (HBC)	局長	梁川町9-5	55-8121	55-6615
札幌テレビ放送株式会社函館放 送局 (STV)	局長	美原1丁目48-5	42-7277	42-4175
北海道ガス株式会社函館支店	保安センター マネージャー	万代町8-1	42-3817	43-4907
一般社団法人 函館地区トラック協会	専務理事	西桔梗町555-32	49-1777	49-1659
函館商工会議所	総務課	若松町7-15	23-1181	27-2111
函館市町会連合会	事務局長	若松町33-6 総合福祉センター内	22-0180	22-0185
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会	総務課	若松町33-6 総合福祉センター内	23-2226	23-2224
一般社団法人函館薬剤師会	事務局	富岡町3丁目1-17 2F	45-1572	45-2005
函館市女性会議	会長	石川町311-16	080-1880- 3527	46-3762
函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか	次長	元町19-7	27-3700	23-3100
函館市教育委員会	管理課	東雲町4-13	21-3533	27-7217
函館市消防本部	警防課	東雲町5-9	22-2146	27-6199
函館市消防団連合	消防本部庶務課	東雲町5-9	22-2168	22-1934
函館市戸井支所	地域振興課	館町3-1	82-2111	82-2917
函館市恵山支所	地域振興課	日ノ浜町127	85-2331	85-2658
函館市榎法華支所	地域振興課	新浜町156-1	86-2111	86-2837
函館市南茅部支所	地域振興課	川汲町1520	25-5111	25-5110

10. 関係機関連絡先

機 関 名	担 当	住 所	電 話	F A X
北海道総合通信局	防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451	011-709-2481
北海道地方非常通信協議会	事務局（無線通信部陸上課）	〃	011-709-2311 (内4651)	011-709-5541
北海道経済産業局	総務課	〃	011-709-1773	011-709-1778
函館労働基準監督署		新川町25-18		
北海道森林管理局 檜山森林管理署	総務グループ	厚沢部町緑町162-28	0139-64-3201	
北海道森林管理局函館事務所	連絡調整担当	駒場町2-13	51-8110	51-8908
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	用地管理室維持管理課 (治水維持)	美原4丁目6-16	47-9642	47-9218
	事業室治水課 (流域治水)		47-9647	47-9218
北海道渡島総合振興局 保健環境部保健行政室	企画総務課	美原4丁目6-16	47-9524	47-9219
北海道渡島総合振興局 東部森林室	管理課	美原4丁目6-16	83-7282	83-7386
北海道教育庁渡島教育局	企画総務課	美原4丁目6-16	47-9576	47-9216
北海道赤十字血液センター 函館事業所	事業課	日乃出町23-8	56-2211	
北海道テレビ放送函館支社 (H T B)		本町6-5	51-4416	
テレビ北海道 (T V h)		札幌市中央区 大通東6丁目12-4	011-232-1117	
北海道文化放送株式会社函館支社 (UHB)		五稜郭町1-14	55-8850	
汐首漁業無線局利用組合		釜谷町41 戸井漁業協同組合本所内	82-2176	
函館救難所		豊川町27-6 函館市漁業協同組合内	23-3195	22-3051
戸井救難所		釜谷町41 戸井漁業協同組合内	82-2311	82-2314
えさん救難所		大潤町51-4 えさん漁業協同組合内	84-2231	83-3431
榎法華救難所		新浜町53 えさん漁協榎法華支所内	86-2211	86-2214
南かやべ救難所		臼尻町154-2 南かやべ漁業協同組合内	25-3004	25-3977
新函館農業協同組合	総務課	北斗市本町1丁目1-21	77-5555	77-5566
函館市亀田農業協同組合	管理部	昭和4丁目42-40	46-6883	46-5949
渡島平野土地改良区	事務局	北斗市本町711-1	77-8521	77-7010
函館市漁業協同組合		豊川町27-6	23-3195	22-3051
〃 根崎支所		根崎町263	57-7211	57-7213
〃 石崎支所		石崎町296	58-2131	58-2134
銭亀沢漁業協同組合		古川町13-1	58-2121	58-3408
戸井漁業協同組合		釜谷町41	82-2311	82-2314
えさん漁業協同組合		大潤町51-4	84-2231	83-3431
南かやべ漁業協同組合		臼尻町154-2	25-3004	25-3977

資料1 防災組織関係

機 関 名	担 当	住 所	電 話	F A X
北海道海難防止・水難救済センター	渡島檜山地区担当	札幌市中央区北3条西7丁目1 水産ビル3階	011-221-1831	011-221-1832
北海道漁業協同組合連合会 函館支店		豊川町11-9	22-4146	26-3102
はこだて広域森林組合		北斗市本町1丁目1-1 北斗市総合分庁舎内	77-8836	77-7878
函館市亀田商工会		美原3丁目36-7	47-1771	
函館東商工会		中浜町74-1	83-3221	83-3222
函館消防安全協会		東雲町5-9 消防本部予防課内	87-2240	87-2240
渡島沿岸排出油等防除協議会		海岸町24-4 函館海上保安部警備救難課内	42-4312	44-2379
(株)ニューメディア 函館センター（NCV）		桔梗379-31	34-2525	34-2526
公益社団法人北海道獣医師会 道南支部		北斗市東前74-2 みなみ北海道農業共済組合道南支所内	070-3547-6937	77-2132
函館地区バス協会		高盛町10-1	54-4471	
北海道警備業協会函館支部		宮前町4-13 東警興産(株)内	45-2603	45-2604
株式会社NTTドコモ 北海道支社	ネットワーク部 災害対策室	札幌市中央区北1条西14丁目6 ドコモ北海道ビル	011-242-1961	011-241-5355
KDDI株式会社	北海道総支社管理部	札幌市中央区北3条西4丁目1-1 日本生命札幌ビル	011-223-2826	011-218-3722
ソフトバンク株式会社	人事総務総括 人事・総務本部	札幌市中央区大通西4丁目6-1 札幌大通西4ビル	011-272-2388	011-272-0622
北海道エアポート株式会社函館 空港事業所	保安防災課	函館市高松町511番地	57-8882	

11. 渡島総合振興局管内市町防災主管課

市町名	課	係	電 話	F A X	住 所
北斗市	総務部総務課	交通防災係	73-3111	73-6970	北斗市中央1丁目3-10
七飯町	情報防災課	防災車両係	65-5797	66-2054	七飯町本町6丁目1-1
鹿部町	総務・防災課	防災・デジタル推進室	01372-7-2111	01372-7-3086	鹿部町字鹿部252-1
森町	防災交通課	防災係	01374-2-2181	01374-2-3244	森町字御幸町144-1
八雲町	危機対策課	防災係	0137-62-2226	0137-62-2120	八雲町住初町138
長万部町	総務課	危機対策室	01377-2-2000	01377-2-4884	長万部町字長万部453-1
木古内町	総務課	総務財政グループ	01392-2-3131	01392-2-3622	木古内町字本町218
知内町	総務課	総務係	01392-5-6161	01392-5-7166	知内町字重内21-1
福島町	総務課	総務防災係	0139-47-3001	0139-47-4504	福島町字福島820
松前町	総務課	危機対策係	0139-42-2275	0139-46-2048	松前町字福山248

12. 北海道石油コンビナート等防災本部本部員・幹事

	機関名	本部員	幹事
1	北海道開発局	局長	防災課長
2	北海道経済産業局	局長	総務課長
3	北海道産業保安監督部	部長	保安課長
4	第一管区海上保安本部	本部長	環境防災課長
5	北海道労働局	局長	安全課長
6	陸上自衛隊北部方面総監部	北部方面総監	防衛課長
7	北海道運輸局	局長	安全防災・危機管理課長
8	東京航空局新千歳空港事務所	空港長	総務課長
9	札幌管区气象台	台長	危機管理調整官
10	北海道警察本部	本部長	警備課長
11	北海道	知事	
12	北海道	副知事	
13	北海道	総務部長	
14	北海道	危機管理監	危機対策局長 危機対策局危機対策課消防担当課長
15	北海道	経済部長	経済部資源エネルギー局長 資源エネルギー課産炭地保安担当課長
16	北海道渡島総合振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
17	北海道胆振総合振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
18	北海道釧路総合振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
19	北海道石狩振興局	局長	地域創生部長兼危機対策室長
20	函館市	市長	危機管理監
21	室蘭市	市長	総務部長
22	釧路市	市長	総務部長
23	苫小牧市	市長	市民生活部危機管理担当部長
24	苫小牧港管理組合	管理者（苫小牧市長）	総務部長
25	北斗市	市長	総務課長
26	厚真町	町長	総務課情報防災担当参事
27	知内町	町長	総務課危機対策室長
28	石狩市	市長	危機管理課長
29	石狩湾新港管理組合	管理者（知事）	総務部参事
30	小樽市	市長	総務部災害対策室主幹
31	函館市消防本部	消防長	警防課長
32	室蘭市消防本部	消防長	消防署長
33	釧路市消防本部	消防長	予防課長
34	苫小牧市消防本部	消防長	予防室長
35	胆振東部消防組合消防本部	消防長	防災課長
36	南渡島消防事務組合消防本部	消防長	北斗消防署長
37	渡島西部広域事務組合消防本部	消防長	知内消防署長
38	石狩北部地区消防事務組合消防本部	消防長	予防課長
39	小樽市消防本部	消防長	警防救急課長

資料1 防災組織関係

	機関名	本部員	幹事
40	日本貨物鉄道(株)北海道支社	支社長	北海道保全技術センター所長
41	釧路エルエヌシー(株)釧路 LNG ターミナル	代表取締役社長	
	ENEOS(株)釧路西港油槽所		所長
42	出光興産(株)北海道製油所	所長	安全環境室長
43	ENEOS(株)製造部室蘭事業所	事業所長	担当マネージャー
44	コスモ石油(株)函館物流基地	基地長	基地管理部長
45	北海道電力(株)知内発電所	所長	副所長（業務燃料課長兼務）
46	苫小牧埠頭(株)オイルターミナル 事業部石狩ターミナル	所長	係長

13. 各種協議会

(1) 北海道地方非常通信協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、北海道における電波法74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、北海道地方非常通信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信の要請に関する協議
- (4) 非常通信の取扱要請
- (5) 非常通信に関する周知指導
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許（承認）を受けた機関又は団体
 - (2) 防災関係機関又は団体
 - (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
 - (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体
- 2 協議会への加入は、会長が決定し、総会に報告する。
- 3 前項の加入手続きは、別紙に定める様式により行うものとする。
- 4 前項の別紙（加入申込書）に記載された申込団体（代表者）を協議会の構成員とする。

第2章 役員等

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 幹事 若干名
- 2 会長は、北海道総合通信局長とする。
- 3 幹事は、総会の承認を経て構成員を選出し、選出された構成員が指名した者とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 幹事は、総会の議決又は会長の指示に基づき、必要な事務を処理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に異動があった場合は、その役員の後任者が残任期間その職務を行う。

(委員)

第8条 協議会に委員を置く。

2 委員は、構成員が指名した者とする。

3 委員は、総会の構成員として、第11条第5項に定める事項を審議、決定する。

4 委員の任期は、第7条の規定を準用する。

(役員等の異動)

第9条 構成員は、所属の幹事及び委員に異動があった場合は、すみやかに会長に報告するものとする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、幹事会及び要請会議とする。

(総会)

第11条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

2 総会は、毎事業年度1回開催する。

ただし、会長が特に認める場合には、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。
やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、議長を代理人として表決を委任することができる。

なお、表決の委任者は総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画

(3) その他本会の運営上重要と認められる事項

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事及び事務局長をもって構成する。

2 幹事会は、年度中1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 幹事会は、幹事の過半数をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。

4 幹事会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する事項

(2) 要請会議規程及び表彰規程の改廃

(3) 事業の実施及び協議会の運営に関する事項

(要請会議)

第13条 第3条の要請を遂行するため要請会議を設置する。

2 要請会議の細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

第4章 事務局

第14条 協議会に事務局を設ける。

- 2 事務局は、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に置く。
- 3 事務局は、協議会の会務執行に必要な事務を処理する。
- 4 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 5 事務局長は、北海道総合通信局無線通信部陸上課長とする。
- 6 事務局長は、総会の決定した方針に基づき常務の運用にあたり、かつ、会長の命を受け、協議会の庶務をつかさどる。
- 7 事務局員は、協議会の庶務を処理する。

第5章 表彰

第15条 会長は、協議会の目的達成に寄与し、かつ、その功績が著しい個人又は団体の表彰を行うことができる。

- 2 表彰の基準、手続き等に関する細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

〈附則〉

この会則は、昭和32年8月20日から施行する。

(略)

一部改正 令和3年7月12日

北海道地方非常通信協議会構成員名簿

【渡島地区 18 団体】

- ・函館市 ・北斗市 ・松前町 ・福島町 ・知内町 ・木古内町 ・七飯町 ・鹿部町 ・森町
- ・八雲町 ・長万部町
- ・南渡島消防事務組合消防本部 ・渡島西部広域事務組合消防本部
- ・電源開発株式会社 東日本支店
- ・函館山ロープウェイ株式会社 ・JARL 海峡クラブ
- ・一般社団法人日本アマチュア無線連盟 渡島檜山支部
- ・日本銀行 函館支店

(2) 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、渡島・檜山地方道路防災連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、道路災害の防止及び災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民、地方自治体及び関係機関が相互に連携し、道路における地域防災パートナーシップの構築を図り、道路防災の推進を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関で構成する。

(事業)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる防災事業を行う。

- (1) 道路における地域防災パートナーシップの構築及び推進に関すること。
- (2) 道路防災に係わる、情報提供及び情報交換に関すること。
- (3) 道路防災に係わる意識の高揚に関すること。
- (4) その他、道路防災の必要事項に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員で構成するものとする。

- 2 協議会の会長は、函館開発建設部次長（河川道路担当）をもって充て、会務を統轄する。
- 3 委員は、別表2に定める者とする。
- 4 幹事会は、別表3に定める者とする。
- 5 詳細な検討が必要な場合においては、ワーキンググループを設けるものとする。

(運営)

第6条 協議会は必要に応じて会長が召集し、協議会の運営方針を決定する。

- 2 協議会には、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
- 3 協議会の運営を円滑に行うため、また重要案件の調整の場として幹事会を設けるものとする。
なお、幹事会の開催、議事内容は、その都度事務局が決定する。
- 4 ワーキンググループの開催、構成機関、作業内容は、その都度事務局が決定する。
- 5 ワーキンググループにおける議事内容は、協議会に報告する。

(事務局)

第7条 事務局は、函館開発建設部防災課に置き、庶務を行う。

(その他)

第8条 この規約に定める以外の必要な事項については、協議会の決定による。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成12年11月21日から施行する。

(略)

令和4年4月1日一部改訂：

第7条 事務局配置箇所の変更

第5条3 別表2 委員の変更

別表1 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会構成機関

機 関 名		機 関 名	
1	北海道開発局函館開発建設部	27	厚沢部町
2	渡島総合振興局	28	乙部町
3	檜山振興局	29	奥尻町
4	渡島総合振興局函館建設管理部	30	今金町
5	北海道警察函館方面本部	31	せたな町
6	北海道警察函館方面中央警察署	32	函館市消防本部
7	北海道警察函館方面西警察署	33	長万部町消防本部
8	北海道警察函館方面森警察署	34	森町消防本部
9	北海道警察函館方面八雲警察署	35	八雲町消防本部
10	北海道警察函館方面木古内警察署	36	南渡島消防事務組合消防本部
11	北海道警察函館方面松前警察署	37	檜山広域行政組合消防本部
12	北海道警察函館方面江差警察署	38	渡島西部広域事務組合消防本部
13	北海道警察函館方面せたな警察署	39	函館地区バス協会
14	函館市	40	(一社) 函館地区トラック協会
15	北斗市	41	函館地方気象台
16	松前町	42	北海道旅客鉄道(株)
17	福島町	43	(株)NTT 東日本ー北海道 北海道南支店
18	知内町	44	北海道電力ネットワーク(株)道南統括支店
19	木古内町	45	東日本高速道路(株)北海道支社 室蘭管理事務所
20	七飯町	46	陸上自衛隊 第 28 普通科連隊
21	鹿部町	47	(一社) 日本自動車連盟 北海道本部函館支部
22	森町	48	北海道森林管理局 渡島森林管理署
23	八雲町	49	道南いさりび鉄道(株)
24	長万部町	50	(一社) 函館建設業協会
25	江差町	51	(一社) 函館地区ハイヤー協会
26	上ノ国町		

別表2 渡島・檜山地方道路防災連絡協議会委員

機 関 名		役 職
会長	北海道開発局函館開発建設部	次長(河川道路担当)
委員	渡島総合振興局	地域創生部 危機対策室 主幹
〃	〃	産業振興部 林務課長
〃	〃	西部森林室 森林整備課長
〃	〃	東部森林室 森林整備課長
〃	〃	産業振興部 商工労働観光課 主幹
〃	檜山振興局	地域創生部 危機対策室 主幹
〃	〃	産業振興部 林務課長
〃	〃	産業振興部 商工労働観光課長
〃	渡島総合振興局函館建設管理部	事業室 地域調整課長
〃	〃	用地管理室 維持管理課長
〃	〃	事業室 道路課長
〃	〃	事業室 事業課 施設保全室長
〃	〃	松前出張所長
〃	〃	八雲出張所長

資料1 防災組織関係

機 関 名		役 職
委員	渡島総合振興局函館建設管理部	江差出張所長
〃	〃	今金出張所長
〃	〃	奥尻出張所長
〃	北海道警察函館方面本部	交通課長
〃	〃	警備課長
〃	北海道警察函館方面函館中央警察署	署長
〃	北海道警察函館方面函館西警察署	署長
〃	北海道警察函館方面森警察署	署長
〃	北海道警察函館方面八雲警察署	署長
〃	北海道警察函館方面木古内警察署	署長
〃	北海道警察函館方面松前警察署	署長
〃	北海道警察函館方面江差警察署	署長
〃	北海道警察函館方面せたな警察署	署長
〃	函館市	総務部 災害対策課長
〃	北斗市	総務課長
〃	松前町	総務課長
〃	福島町	総務課長
〃	知内町	総務課長
〃	木古内町	総務課長
〃	七飯町	情報防災課長
〃	鹿部町	総務・防災課長 防災・デジタル推進室長
〃	森町	防災交通課長
〃	八雲町	総務課長
〃	八雲町（旧熊石町）	地域振興課長
〃	長万部町	総務課長
〃	江差町	総務課長
〃	上ノ国町	総務課長
〃	厚沢部町	総務財政課長
〃	乙部町	総務課長
〃	奥尻町	地域政策課長
〃	せたな町	総務課長
〃	今金町	くらし安心課長
〃	函館市消防本部	警防課長
〃	長万部町消防本部	次長
〃	森町消防本部	消防長
〃	八雲町消防本部	消防長
〃	南渡島消防事務組合消防本部	消防課長
〃	檜山広域行政組合消防本部	消防長
〃	渡島西部広域事務組合消防本部	消防長
〃	函館地区バス協会	事務局長
〃	(一社)函館地区トラック協会	専務理事
〃	函館地方気象台	防災管理官
〃	北海道旅客鉄道(株)	工務部管理課 副課長

機 関 名		役 職
委員	北海道電力ネットワーク(株)道南統括支店	業務部 企画総務グループリーダー
〃	(株)NTT東日本ー北海道 北海道南支店	ビジネス企画担当
〃	北海道開発局函館開発建設部	公物管理課長
〃	〃	工務課長
〃	〃	道路計画課長
〃	〃	防災対策官
〃	〃	道路防災推進官
〃	〃	函館道路事務所長
〃	〃	八雲道路事務所長
〃	〃	江差道路事務所長
〃	陸上自衛隊 函館駐屯地第28普通科連隊	第2科長
〃	東日本高速道路(株) 北海道支社室蘭管理事務所	所長
〃	(一社)日本自動車連盟 函館支部	事務所長
〃	北海道森林管理局 渡島森林管理署	総括事務管理官
〃	道南いさりび鉄道(株)	経営企画部 総務課長
〃	(一社)函館建設業協会	理事・土木委員長
〃	(一社)函館地区ハイヤー協会	専務理事

別表3 幹事会構成機関

機 関 名	
1	函館開発建設部
2	函館地方気象台
3	渡島総合振興局
4	檜山振興局
5	渡島総合振興局函館建設管理部
6	北海道警察函館方面本部
7	渡島管内を代表する自治体
8	檜山管内を代表する自治体
9	陸上自衛隊函館駐屯地第28普通科連隊

(3) 北海道渡島総合振興局河川減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「北海道渡島総合振興局河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、別表1に掲げる渡島総合振興局管内の二級河川の堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、道、河川に隣接する市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するとともに、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との認識を住民等に広める諸対策を進め、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することにより、別表1に掲げる渡島総合振興局管内の二級河川における減災対策に最大の効果を発揮することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するため、構成員が各々又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等を共有すること。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水等を実現するため、構成員が各々又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有すること。
- (3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認すること。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を協議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

2 協議会は、会長を置き、北海道渡島総合振興局長をもってこれに充てる。

3 構成員が出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

3 協議会は、必要があると認められるときは、構成員以外のものに対して、資料等を提供させ、又は会議の出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる幹事で組織する。
- 3 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
- 4 幹事会は、必要があると認められるときは、幹事以外の者に出席を依頼し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課、函館建設管理部用地管理室維持管理課、事業室地域調整課及び治水課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営において必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成29年7月19日から施行する。

この規約は、平成30年6月18日から施行する。

別表1 水系一覧表

河川に隣接する市町	水 系 名
函 館 市	磯谷川、大舟川、矢尻川、古武井川、尻岸内川、原木川、熊別川、戸井川
北 斗 市	汐泊川、松倉川、亀田川、小田島川、 <u>常盤川</u> 、 <u>久根別川</u> (14)
松 前 町	<u>常盤川</u> 、 <u>久根別川</u> 、大野川、戸切地川、流溪川、茂辺地川 (6)
福 島 町	及部川、大松前川、茂草川、小鴨津川、大鴨津川 (5)
知 内 町	福島川、白符川、吉岡川、 <u>知内川</u> (4)
木 古 内 町	森越川、重内川、 <u>知内川</u> 、中の川 (4)
七 飯 町	佐女川、木古内川 (2)
鹿 部 町	<u>折戸川</u> 、 <u>久根別川</u> (2)
森 雲 町	<u>折戸川</u> (1)
八 雲 町	鳥崎川、茅部中の川 (2)
長 万 部 町	遊楽部川、野田追川、落部川、相沼内川、見市川 (5)
	長万部川、紋別川、国縫川 (3)
	計 43 水系 (下線部は重複河川)

別表2 協議会構成員一覧表

機 関 名	構 成 員
北海道渡島総合振興局	局 長 (会長)
〃	副局長 (建設管理部担当)
函館地方気象台	台 長
函館開発建設部	部 長
北海道警察函館方面本部	警部課長
函館中央警察署	署 長
函館西警察署	署 長
森警察署	署 長
八雲警察署	署 長
木古内警察署	署 長
松前警察署	署 長
函 館 市	市 長
北 斗 市	市 長
松 前 町	町 長
福 島 町	町 長
知 内 町	町 長
木 古 内 町	町 長
七 飯 町	町 長
鹿 部 町	町 長
森 町	町 長
八 雲 町	町 長
長 万 部 町	町 長
函館市消防本部	消防長
南渡島消防事務組合消防本部	消防長
渡島西部広域事務組合消防本部	消防長
長万部町消防本部	消防長
八雲町消防本部	消防長
森町消防本部	消防長

別表3 幹事会幹事一覧表

機 関 名	幹 事
北海道渡島総合振興局函館建設管理部	事業室地域調整課長
〃	用地管理室維持管理課長
〃	事業室治水課長
北海道渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹
函館地方気象台	防災管理官
函館開発建設部	次長(河川道路担当)
〃	公物管理課長
〃	工務課長
〃	防災対策官
北海道警察函館方面本部	警備課災害担当課長補佐
函館中央警察署	警備課長
函館西警察署	警備課長
森警察署	警備課長
八雲警察署	警備係長
木古内警察署	警備係長
松前警察署	警備係長
函 館 市	防災担当課担当者
北 斗 市	防災担当課担当者
松 前 町	防災担当課担当者
福 島 町	防災担当課担当者
知 内 町	防災担当課担当者
木 古 内 町	防災担当課担当者
七 飯 町	防災担当課担当者
鹿 部 町	防災担当課担当者
森 町	防災担当課担当者
八 雲 町	防災担当課担当者
長 万 部 町	防災担当課担当者
函館市消防本部	担当課担当者
南渡島消防事務組合消防本部	担当課担当者
渡島西部広域事務組合消防本部	担当課担当者
長万部町消防本部	担当課担当者
八雲町消防本部	担当課担当者
森町消防本部	担当課担当者

(4) 渡島沿岸排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 会の名称を「渡島沿岸排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6の協議会として、渡島沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が排出された場合の防除に関し、あらかじめ必要な事項を協議するとともに、事故発生時において、それぞれの協議会会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施し、もって、排出された油又は有害液体物質(以下「排出油等」という。)による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除指針の策定
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び周知
- (3) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、函館海上保安部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会員は、渡島沿岸において排出油等防除に関係ある別紙に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催する。

3 臨時会議は必要がある場合に開催する。

(連絡先及び資料の更新)

第6条 協議会は、排出油等防除に必要な連絡先及び資料の内容を毎年1回(4月1日現在)更新し、会員に周知するものとする。

- (1) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (2) 漁具定置箇所
- (3) 気象
- (4) その他必要な事項

(訓練)

第7条 排出油等事故発生時の防御体制を確認し、防除活動を演練するため毎年1回以上訓練を実施する。

(事故情報の提供)

第8条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は海難等に伴って排出のおそれがある場合は、当該排出によって影響を受けるおそれのある地域の会員に対し、必要に応じ、

速やかに事故に関する情報を提供する。

(活動の連絡又は調整)

第9条 会長は、必要に応じ、防除活動に関する連絡又は調整のための会議を開催することができる。

(協議)

第10条 この会則に記載されていない事項、または、疑義を生じた事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第11条 協議会の事務局は「函館海上保安部警備救難課」に置き、その庶務を行う。

附 則

この会則は、平成19年12月20日から施行する。

(別紙)

渡島沿岸排出油等防除協議会

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
海上保安庁	函館海上保安部	0138-42-4312	同 左
関係行政機関	北海道運輸局函館運輸支局	0138-49-9902	
関係行政機関	北海道開発局函館開発建設部	0138-42-8170	
関係行政機関	北海道開発局函館開発建設部函館港湾事務所	0138-41-4156	090-3396-4323
関係行政機関	函館地方気象台	0138-46-2211	
関係地方公共団体	北海道渡島総合振興局	0138-47-9430	011-585-6368
関係地方公共団体	函館市港湾空港部	0138-21-3483	070-4062-0928
関係地方公共団体	長万部町	01377-2-2000	同 左
関係地方公共団体	八雲町	0137-62-2111	同 左
関係地方公共団体	森町	01374-2-2181	同 左
関係地方公共団体	鹿部町	01372-7-2111	090-8908-3086
関係地方公共団体	北斗市	0138-73-3111	
関係地方公共団体	木古内町	01392-2-3131	
関係地方公共団体	知内町	01392-5-6161	
関係地方公共団体	福島町	0139-47-3001	
関係地方公共団体	松前町	0139-42-2275	
関係地方公共団体	長万部町消防本部	01377-2-2049	同 左
関係地方公共団体	八雲町消防本部	0137-63-2686	同 左
関係地方公共団体	森町消防本部	01374-2-2125	同 左
関係地方公共団体	南渡島消防事務組合消防本部	0138-73-5130	0138-83-5929
関係地方公共団体	渡島西部広域事務組合消防本部	0139-47-4018	
関係地方公共団体	函館市消防本部	0138-22-2146	
関係地方公共団体	北海道警察函館方面本部	0138-31-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面函館中央警察署	0138-54-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面函館西警察署	0138-42-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面八雲警察署	0137-64-2110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面森警察署	01374-2-0110	同 左
関係地方公共団体	北海道函館方面松前警察署	0139-42-3110	同 左
関係団体	長万部漁業協同組合	01377-2-3126	
関係団体	八雲町漁業協同組合	0137-62-3101	
関係団体	落部漁業協同組合	0137-67-2211	090-2506-2211
関係団体	森漁業協同組合	01374-2-2222	080-9048-5146
関係団体	砂原漁業協同組合	01374-8-2550	090-3117-5789
関係団体	鹿部漁業協同組合	01372-7-2311	

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係団体	上磯郡漁業協同組合	01392-5-5204	090-8634-8792
関係団体	福島吉岡漁業協同組合	0139-48-5311	090-3776-8027
関係団体	松前さくら漁業協同組合	0139-44-2211	
関係団体	函館市漁業協同組合	0138-23-3195	
関係団体	南かやべ漁業協同組合	0138-25-3004	090-6260-3051
関係団体	えさん漁業協同組合	0138-84-2231	
関係団体	戸井漁業協同組合	0138-82-2311	
関係団体	銭亀沢漁業協同組合	0138-58-2121	080-6062-8710
関係事業者等	(株)河野組	01374-2-2501	
関係事業者等	コスモ石油(株)函館物流基地	0138-49-1140	
関係事業者等	出光興産(株)函館油槽所	0138-49-2211	同 左
関係事業者等	太平洋セメント(株)上磯工場	0138-73-2111	
関係事業者等	北海道電力(株)知内発電所	01392-5-6613	同 左
関係事業者等	北海道パワーエンジニアリング(株)知内支店	01392-5-7152	080-6083-1033
関係事業者等	北海道エネルギー(株)道南支店	0138-44-5177	070-4799-5226
関係事業者等	道南石油(株)	090-8294-7015	
関係事業者等	協和石油(株)	0138-23-5251	
関係事業者等	(株)富士サルベージ	0138-26-3911	
関係事業者等	ニッサルマリン(株)函館営業所	0138-44-3133	
関係事業者等	函館どつく(株)函館造船所	0138-22-3150	
関係事業者等	函館ポートサービス(株)	0138-43-5681	080-2903-1448
関係事業者等	共同通船(株)	0138-40-8401	
関係事業者等	函館丸和港運(株)	0138-42-7007	
関係事業者等	北海道ファインケミカル(株)函館事業部	0138-41-6103	090-8908-7460
関係事業者等	(株)菅原組	0138-44-3710	090-5224-1019
関係事業者等	函館海運(株)	0138-22-1237	090-1643-6665
関係事業者等	北日本エネルギー(株)函館販売支店	0138-23-6271	
関係事業者等	青函フェリー株式会社	0138-42-7890	080-1978-7058
関係事業者等	津軽海峡フェリー(株)	0138-62-5600	080-1977-5204

(5) 南北海道山岳避難防止対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、南北海道山岳遭難防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、渡島総合振興局及び檜山振興局管内における山岳遭難防止対策及び遭難者の捜索救助活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全登山の指導及び啓蒙に関すること。
- (2) 安全登山施設の整備に関すること。
- (3) 遭難者の捜索救助に関すること。
- (4) 隊員の訓練及び装備資機材の整備に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる加盟団体及び賛助団体をもって組織する。

(部会)

第5条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 指導対策部会
- (3) 救助対策部会

2 部会の構成は、別表2のとおりとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 部会長 3 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は渡島総合振興局長、副会長は檜山振興局長及び函館地区山岳連盟会長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、次の職にあるものをもって充てる。

- (1) 総務部会 渡島総合振興局地域創生部長
- (2) 指導対策部会 渡島総合振興局くらし・子育て担当部長
- (3) 救助対策部会 北海道警察函館方面本部地域課長

3 理事は、総会において互選する。

4 監事は、檜山振興局地域創生部地域政策課主幹及び函館地区山岳連盟監事の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が定めた順序により、その

職務を代理する。

- 3 部長は、部会の業務を掌理する。
- 4 理事は、協議会の事業の執行に当たる。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

(役員の任期)

第9条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事は、任期終了後も、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。
- 3 補欠により就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 陸上自衛隊第28普通科連隊長
 - (2) 北海道警察函館方面本部長
 - (3) 函館市長
 - (4) 渡島町村会長
 - (5) 檜山町村会長
- 3 顧問は、協議会の会議に出席し、必要な意見を述べることができる。

(部会の所掌業務)

第11条 部会の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
 - (ア) 協議会構成機関及び部会相互の連絡調整に関すること。
 - (イ) 対策制度上における問題点の検討に関すること。
 - (ウ) 救助装備及び管理に関すること。
 - (エ) 他の部会に属さないこと。
- (2) 指導対策部会
 - (ア) 安全な登山思想の普及に関すること。
 - (イ) 山岳遭難防止の指導に関すること。
 - (ウ) 登山施設の整備に関すること。
- (3) 救助対策部会
 - (ア) 救急訓練及びパトロール等の指導に関すること。
 - (イ) 救助隊の派遣に関すること。
 - (ウ) 登山届等に関すること。

(部会業務の担当)

第12条 部会業務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会 渡島総合振興局地域創生部地域政策課
 - (2) 指導対策部会 渡島総合振興局保健環境部環境生活課
 - (3) 救助対策部会 北海道警察函館方面本部地域課
- (事務局)

第13条 協議会の事務局を渡島総合振興局地域創生部地域政策課に置く。

- 2 事務局には、次の職員を置く。

事務局長 1 名

事務局次長 1 名

書記 若干名

3 事務局長は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課主幹（地域行政）の職にある者をもって充て、事務局を統括する。

4 事務局次長は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課主査の職にある者をもって充て、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。

5 書記は、上司の命を受け、協議会の庶務並びに会計事務に従事する。

（備付簿冊）

第14条 事務局に次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 会計規定関係綴
- (2) 予算及び決算書類綴
- (3) 金銭出納簿
- (4) 証拠書類
- (5) 会議関係書類綴
- (6) 救助隊員名簿
- (7) 装備品台帳
- (8) 事業その他関係書類綴

（会議）

第15条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会及び部会とする。

2 定期総会は年1回会長が召集し、臨時総会は会長が特に必要と認めたときに召集する。

3 役員会は、第6条に掲げる役員（監事を除く。）をもって構成し、会長が召集するものとする。

4 会長が緊急を要すると認めたときは、役員会をもって総会に代えることができる。ただし、その決議事項は、次の総会に報告して承認を求めなければならない。

5 部会は、部会長が業務推進上、特に必要と認めたときに召集するものとする。

（総会の決議）

第16条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 会則の改正
- (4) 役員の選任
- (5) その他会長が必要と認めた事項

（協議会の運営費）

第17条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（救助隊の設置）

第19条 協議会は、第3条第3号に掲げる遭難者の搜索救助活動を行うため、山岳遭難救助隊（以下「救助隊」という。）を設置する。

2 救助隊の隊員は、山岳団体の推薦に基づき会長が委嘱する。

3 救助活動については、別に定める南北海道山岳遭難防止対策協議会救助対策要綱によるもの

とする。

(会長への委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営及び救助活動等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この会則は、昭和41年1月13日より施行する。

(略)

(附 則)

この会則は、令和4年7月8日より施行する。

別表1 南北海道山岳遭難防止対策協議会

・加盟団体

函館開発建設部、渡島森林管理署、檜山森林管理署、渡島総合振興局、渡島総合振興局東部森林室、渡島総合振興局西部森林室、檜山振興局、渡島教育局、檜山教育局、北海道警察函館方面本部、函館市、北斗市、渡島町村会、檜山町村会、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、函館市教育委員会、函館地区山岳連盟、函館スキー連盟、函館地区スキーパトロール赤十字奉仕団

・賛助団体

陸上自衛隊第28普通科連隊、第一管区海上保安本部函館航空基地

別表2 部会所属指定

・総務部会（総務部会長：渡島総合振興局地域創生部長）

渡島総合振興局、檜山振興局、北海道警察函館方面本部、渡島教育局、函館市、北斗市、渡島総合振興局管内各町、檜山振興局管内各町

・指導対策部会（指導対策部会長：渡島総合振興局くらし・子育て担当部長）

渡島総合振興局、渡島教育局、檜山教育局、北海道警察函館方面本部、函館開発建設部、渡島森林管理署、檜山森林管理署、函館市教育委員会

・救助対策部会（救助対策部会長：北海道警察函館方面本部地域課長）

北海道警察函館方面本部、函館地区山岳連盟、渡島森林管理署、檜山森林管理署、渡島総合振興局東部森林室、渡島総合振興局西部森林室、陸上自衛隊第28普通科連隊、第一管区海上保安部函館航空基地

(6) 函館港港湾事業継続連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「函館港港湾事業継続連絡協議会」(以下「本協議会」とする)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、地震・津波等による大規模な災害が発生した場合に、港湾施設等の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、函館港を利用する関係各機関が相互に連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図るために必要な業務を実施することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 函館港の事業継続計画(以下「函館港BCP」とする)の策定および改善に関する助言。
- (2) 函館港BCPに定められた各々の業務の実施。
- (3) 災害等発生時における、各機関の構成員の被災状況などの情報収集。
- (4) 函館港BCPに基づいた訓練の実施。
- (5) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項。

(構成機関)

第4条 本協議会の委員は、別紙に掲げる学識経験者および函館港に関する行政機関、函館港を利用する民間企業、民間団体等で構成する。ただし、必要に応じて、新たな関係機関、団体等から委員を追加することができる。

(会長)

第5条 本協議会の会長は、函館市港湾空港部長を充てる。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名するものがその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 本協議会は、会長が必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

2 会長は、委員の代理人の出席を認める。

3 本協議会は、年1回以上開催する。

4 本協議会は、原則公開する。ただし、会長の判断により非公開で開催することもできる。

(事務局)

第7条 本協議会は、事務局を函館市港湾空港部に置く。

2 事務局は、本協議会で決定された事項に関する事務、本規約に定められた事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約は、必要に応じて改正でき、全委員の過半数の承認をもって適用される。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、本協議会で協議の上、これを定める。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する(一部改正)。

函館港港湾事業継続連絡協議会名簿

委員等	所 属	職 名
会長	函館市港湾空港部	部長
委員	北海道港湾空港建設協会	会員
〃	一般社団法人 日本潜水協会 札幌支部	会員
〃	函館港湾振興会	会長
〃	函館倉庫協会	会長
〃	函館港運協会	会長
〃	函館水先区水先人会	会長
〃	函館 SHIPPING エーゼントクラブ	会長
〃	函館測量設計業協会	会長
〃	コスモ石油（株）函館物流基地	基地長
〃	函館海上保安部	部長
〃	北海道運輸局函館運輸支局	支局長
〃	函館税関 総務部	部長
〃	北海道開発局函館開発建設部築港課	課長
〃	北海道開発局函館開発建設部函館港湾事務所	所長
〃	札幌出入国在留管理局函館出張所	所長
〃	横浜植物防疫所札幌支所函館出張所	所長
〃	小樽検疫所函館出張所	所長
〃	渡島総合振興局地域創生部	部長
〃	北斗市総務部	部長
〃	函館市総務部	危機管理監

(7) 函館空港緊急時対応計画検討委員会（函館空港緊急時対応計画 第 13 章）

13章 函館空港緊急時対応計画検討委員会

1. 函館空港緊急時対応計画検討委員会の設置

- (1) この函館空港緊急時対応計画（以下「緊急計画」という。）の円滑且つ有効な実施を図るため、函館空港緊急時対応計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、3章に定める事案※について検討を行う。
- (2) 検討委員会の下に函館空港緊急計画連絡幹事会（以下「緊急計画連絡幹事会」という。）を置き、検討委員会の円滑な活動の実施と関係機関相互の連携の強化を図る。

- ※ 緊急事態： ①航空機事故（空港内）編
②航空機事故（空港外）編
③乱気流等によるインシデント編
④航空機の爆破等編
⑤航空機の強取編
⑥ターミナルビル等の火災編
⑦危険物の漏洩等編
⑧感染症、集団食中毒等医療上の緊急事態編
⑨法令に違反する無人航空機の飛行編
⑩自然災害編

2. 構成員

検討委員会は、関係機関等の長又は、機関等の長が指名する者で構成する。

3. 協議事項

検討委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 緊急計画に係る基本方針に関すること。
- (2) 緊急計画に係る関係相互の意志疎通及び連絡の強化に関すること。
- (3) 救急医療資器材等の確保と活用に関すること。
- (4) 効率的な搬送システム、医療機関の調査及び負傷者等の収容に関すること。
- (5) 的確な情報の伝達及び空港周辺における道路交通の確保に関すること。
- (6) 現地合同対策本部の設置に関すること。
- (7) 訓練の計画、実施及び評価に関すること。
- (8) 前各号に係る研究討議及び改善の推進に関すること。
- (9) その他必要な事項

4. 役員

- (1) 検討委員会には、これを代表し、会務を処理する会長を置く。
- (2) 会長は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所長をもって充てる。
- (3) 緊急計画連絡幹事会には、これを代表し、検討委員会の推進と総合連絡にあたる代表幹事を置く。
- (4) 代表幹事は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所空港運用部長をもって充てる。

5. 会議

- (1) 検討委員会は、定例会議を原則として、毎年1回開催する。

なお、会長が必要と認めたとき又は、構成機関から要請があったときは、会長が臨時に召集をする。

- (2) 緊急計画連絡幹事会は、代表幹事が必要と認めたとき又は、構成機関から要請があったときは、代表幹事が召集する。

- (3) 事務局

検討委員会及び緊急計画連絡幹事会の事務局は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所に置き、その事務を処理する。